

居宅介護支援契約書（兼重要事項説明書）

様（以下「利用者」といいます。）と 一般社団法人ふくしやねっと の営む
居宅介護支援あどけあ福祉相談所（以下「事業者」といいます。）は事業者が利用者に対して行う居宅支
援について、次の通り契約します。

第1条（契約の目的）事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りそ
の居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう「居宅サービ
ス計画（ケアプラン）」（以下「ケアプラン」という。）を作成するとともに、その計画に従った
適切なサービスが提供されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

第2条（契約期間と更新）この契約の契約期間は 年 月 日から利用者の要介護
認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約満了の30日前までに利用者からの事業者に
対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新するものとします。

第3条（居宅介護支援の担当者と支援内容）事業者は次の各号に定める事項を介護保険法に定める介護
支援専門員（職員）を選任し、担当者がその職務を誠実に遂行するよう責任をもって指導監督
し、適切な居宅介護支援に努めます。

- ①ケアプラン作成（変更）の支援、②ケアプラン実現のためのサービス事業者連絡調整、
③ケアプランのモニタリング及び評価、④要介護認定区分（更新・変更）申請の支援

第4条（サービス提供の記録）事業者は、ケアプラン及び記録等の書類をサービス提供に係る保険給付
支払いの日から5年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。

第5条（施設入所への支援）事業者は、利用者が介護保険施設等への入院または入所を希望した場合、
利用者に介護保険施設等の紹介その他の支援をします。

第6条（給付管理）事業者はケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康
保険団体連合会に提出します。

第7条（サービス提供の記録）

- 1、事業者は、指定居宅介護の提供に関する記録を作成することとし、これをサービス提供に係
る保険給付支払いの日から5年間保管します。
- 2、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧でき、複写物の交付を受けることがで
きます。
- 3、介護サービス事業所における諸記録の保存、交付等について、適切な個人情報の取り扱いを
求めた上で、電磁的な対応を行います。1. 居宅介護支援契約書（兼重要事項説明書）、
2. アセスメントシート 3. 居宅介護サービス計画書 第1～7票

第8条（利用者負担金及びその滞納）サービスに対する利用者負担金は（別紙）に記載するとおりとし
ます。事業者に対して介護保険制度から給付が行われ、利用者は利用負担金を負担する必要はあ
りません。ただし、保険料の滞納などがある場合はこの限りではありません。

第9条（利用者の権利と義務）

- 1、利用者は担当する介護支援専門員に対して複数の介護サービス事業者を紹介すること、居宅
サービス事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。
- 2、利用者は、病院または診療所に入院する必要がある時には、担当の介護支援専門員の氏名
と連絡先を、病院または診療所に伝えなければなりません。

第10条 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況
は別紙1のとおりである。

第11条（契約の終了）

1、次の事由に該当した場合は、この契約を自動的に終了します。

- ① 利用者が、介護保険施設等に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合
- ③ 利用者が、死亡した場合
- ④ 利用者が、（看護）小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合
- ⑤ 事業者が事業を廃止した場合

2、利用者は、本契約の有効期間の途中であっても、利用者は事業者に対し、本契約の終了を希
望する30日前までに通知する。

第12条（秘密保持および個人情報使用の同意）

1、事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に
関する秘密を正当な利用なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。

2、利用者は、以下の利用目的において介護支援専門員と事業所、医療機関、地域包括支援セン
ター、自治体、団体等に個人情報を使用することに同意します。ただし、個人情報の提供は必要
最低限とし、提供にあたっては関係者以外に漏れることがないように細心の注意を払います。

- ① サービス担当者会議等での連絡調整において必要な場合
- ② ケアプランに組み込まれる介護保険サービス及び介護保険以外のサービスへの情報提供
- ③ 入院退院時の医療連携
- ④ 介護サービスの質の向上の為に学会、研究会への事例研究発表等、この場合は仮名を使用し利用
者を特定できないように配慮した上で情報提供を行います。

第13条（緊急時及び事故発生時の対応等）事業者は、緊急時及び事故発生時は速やかに利用者の家
族、主治医、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

第14条（賠償責任）事業者は、サービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により利
用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、利用者
に故意又は過失が認められる場合には、その賠償責任を減じることができるものとします。

第15条（身分証携行義務）介護支援専門員は、常に介護支援専門員証を携行し、初回訪問時及び利用
者やその家族から提示を求められた時は、いつでも介護支援専門員証を提示します。

第16条（相談・苦情対応）事業者は、利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、自らの提供
した居宅介護支援またはケアプランに位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者、家族の要
望、苦情に対し、迅速に対応します。

第17条（善管注意義務）事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、
善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第18条（利用者代理人）利用者は代理人を選定し、本契約に求める権利の行使と義務の履行を代理し
て行わせることができます。

第19条（本契約に定めない事項）

- 1、利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2、本契約に定めのない事項については、介護保険法令の他諸法令の定めるところを尊重し、双
方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第20条（裁判所轄）利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者に住所
地を管轄する裁判所を第一審裁判所とすることを予め合意します。

1. 事業所の概要

事業所名：あどけあ福祉相談所	介護保険指定番号：4071803441
法人名：一般社団法人ふくしやねっと	法人代表者：織間 修
所在地：〒820-0112 福岡県飯塚市有井334-1 鳥羽テナント101号	電話番号：0948-52-3909 FAX番号：050-3730-9912
営業日：月曜日～金曜日 午前9時から午後4時30分 (ただし、祝日 8/13～8/15 12/29～1/3 除く)	電話等24時間受付可能とする。 ※ただし、緊急時に限る。
サービス提供地域：飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡、直方市、宮若市、鞍手郡、田川市、田川郡、 中間市、北九州市八幡西区	

2. 職員の職種、員数及び職務内容

職種	常勤	職務内容
管理者(兼務)	1名以上	管理者は事業所の従業員の管理、居宅介護支援の利用の申込みに係る調整及び業務の管理を一元的に行う。
主任介護支援専門員	1名以上	居宅介護支援サービスに係る業務
介護支援専門員	3名以上	

3. 運営の方針

- 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保険・医療・福祉サービスとの連携に努める。
- 他機関との各種会議等 医療・介護のみで実施するものについて、個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス等を参考にして、テレビ電話等を活用して実施します。利用者が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用し実施します。
- 利用者の人権の擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、措置を講ずる。また、従業員の安全確保と安心して働き続ける労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みを行う。
- 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための業務継続計画を策定し、措置を講じる。

4. 利用料金その他の費用

- 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、別紙2のとおり介護報酬の告示上の額とする。
- 交通費については通常のサービス実施地域にお住まいの方は無料です。
 - 片道5キロメートル未満 0円
 - 実施地域以外から、片道5キロメートル以上 1kmにつき、30円

5. 居宅介護支援業務に関する相談・苦情窓口

(1) 利用者相談、苦情担当

電話 0948-52-3909 (受付時間 9:00～16:30 休業日除く)	担当 山下 将輝
---	----------

(2) 事業者以外に、市町村の苦情相談窓口で苦情を伝えることができます。

窓口名	電話番号
福岡県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談窓口	092-642-7859

飯塚市役所 高齢者介護課	0948-22-5500
嘉麻市役所 保健福祉部 高齢介護課	0948-53-1182
桂川町役場 保険環境課 医療介護保険係	0948-65-1097
直方市役所 保険課 介護保険係	0949-25-2116
宮若市役所 民生部 健康増進係	0949-32-0515
鞍手郡鞍手町役場 福祉人権課 福祉高齢者班	0949-42-2111
鞍手郡小竹町役場 福祉課 高齢者福祉係	09496-2-1219
田川市役所 健康福祉課 高齢介護係	0947-44-2200
田川郡赤村役場 住民課	0947-62-3000
田川郡大任町役場 福祉課	0947-63-3004
田川郡糸田町役場 福祉課	0947-26-1241
田川郡香春町役場 保険健康課 高齢者支援係	0947-32-8401
田川郡川崎町役場 高齢者福祉課	0947-72-3000
田川郡福智町役場 保健課 地域包括支援センター係	0947-28-9502
田川郡添田町役場 保健福祉環境課 高齢支援係	0947-82-1232
中間市役所 介護保険係	093-246-6243
八幡西区役所 保険福祉課介護保険担当	093-642-1441 (内線 472)

本契約を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有するものとします。但し、利用者の利便性の向上や事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、書面での説明・同意等を行うものについて、電磁的対応を可能とします。

契約締結日【説明日】20 年 月 日 説明者(介護支援専門員名：)
事業者は、利用者又はその家族に対し、居宅介護支援契約書(兼重要事項説明書)について説明し、利用者は当該居宅介護支援の提供開始について同意します。

<事業者>

一般社団法人ふくしやねっと(事業所名 あどけあ福祉相談所)
代表理事 織間 修

私(利用者及び利用者家族)は、事業者から居宅介護支援契約書(兼重要事項説明書)の説明を受け、居宅介護支援の開始及び個人情報の使用等に同意します。

<利用者> ※利用者代理人を選任した場合

住所 代理人住所

氏名 代理人氏名

利用者本人との関係

第12条に規定する個人情報の使用について家族の同意が必要な場合

第12条に規定する個人情報の使用について同意します。

(続柄) (家族の氏名)